第116号様式

確認した

確認できない

すること

非課税として使用すること

地方税法第602条第1項に規定する譲渡を

非課税土地

特例譲渡

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  殿  小野町長 | | | | | | |
| 特別土地保有税に係る　　　　　　確認(否認)通知書 | | | | | | |
| 年　　月　　日付けで申請のあった　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に係る確認について、下記のとおり、　　　　　　ので通知します。 | | | | | | |
| 尚、この確認(否認)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  (1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。  (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  (3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 | | | | | | |
| 確認分 | 土地の所在 | 地番 | 面積 | 納税義務の免除に係る期間 | | |
| 起算日 | | 満了日 |
|  |  | ㎡ |  | |  |
| 上のうち、2年の期間をこえて確認した期間 | 2年の期間の延長又は、その一部を確認できない理由 | | | 備考 | |
|  |  | | |  | |
| 否認分 | 土地の所在 | 地番 | 面積 | 認定出来ない理由 | | |
|  |  | ㎡ | なお、未納の徴収金は、ただちに納付してください。 | | |